

東京大学宿舎ご入居までの流れについてのご案内

2020年7月29日

本部管理課
本部奨学厚生課
教養学部等学生支援課
本部国際支援課

東京大学宿舎にご入居の方々は、必ず下記事項を遵守して頂きますよう、お願い致します。

1. 日本到着予定日前2週間について、「[体調管理表](#)」を使ってご自身の日々の体調を記録してください。既に到着予定日2週間前を切っている場合には、記録可能な日から日々の体調管理を行ってください。この「体調管理表」は、宿舎入居時にご提出頂くこととなります。
2. 必ず前もって、宿舎到着日時を入居予定の宿舎事務室あてメールにてお知らせください。各宿舎事務室の連絡先は、ハウジングオフィス HP の以下のページをご確認ください。
■各施設「使用要領」 & 「入居案内」
https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/housing-office/ja/download/index_00001.html
3. 到着地である空港等において実施されたPCR検査にて、必ず「陰性」であったことをご確認ください。また、必ず宿舎到着前に宿舎事務室あてに、自身の「陰性」結果を証する書面をメールにてお送りください。
事前に宿舎事務室にて「陰性」結果を確認出来ていない者については、宿舎へ入居することは出来ません。
→PCR検査結果が「陽性」であった場合には、必ずすぐに（1）所属部局ならびに（2）宿舎事務室あてメールにてお知らせください。
4. 厚生労働省の要請により、必ずご自身の到着地である空港等から宿舎までの移動手段を、事前手配してください。日本入国日翌日から起算して14日間の指定待機期間中は、その14日目の終了日まで電車、バス、タクシーを含めた公共交通機関を一切使用することができません。日本への入国日が決まったら、所属部局に連絡の上、ご自身で移動手段を事前手配してください。

（参考）厚生労働省紹介のハイヤー会社

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html

5. 日本到着日翌日から起算して14日間の指定待機期間を宿舎で過ごす場合は、
「[待機レベル2](#)」の指示内容に従って、居室内待機して頂くこととなります。
同期間中は、活動が厳しく制限されることとなりますので、必ず事前に所属部局と
待機期間中の過ごし方について各自ご相談ください。

※当案内は、必要に応じて変更されることがありますことをお含みおきください。

問い合わせ先：

○国際学生宿舎・ロジ、目白台国際学生宿舎・ビレッジへの入居について
本部管理課ハウジングオフィス（housing-office.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）

○豊島国際学生宿舎、追分国際学生宿舎への入居について

本部奨学厚生課厚生チーム（kousei.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）

○三鷹国際学生宿舎への入居について

教養学部等学生支援課厚生チーム（kousei-team.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）

○その他

本部国際支援課学生生活チーム（rsupport.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）